

## ● 新聞、ポスター、パンフレット等による啓発の実施

- 全国5大紙（朝刊）に公正採用選考に関する広告を掲載（平成29年9月、11月）  
広告に「部落差別解消推進法」の施行を明記
- 厚生労働省Facebook、twitterにおいても、新聞広告と同様の周知を実施（平成29年9月）
- 企業啓発用ポスターに、法律の周知とともに差別解消に向けた公正な採用選考を実施するよう明記し、全国のハローワーク等に掲示するとともに、経済・業種別団体へ送付（平成29年12月）
- 公正採用選考に関する企業啓発用パンフレットのほか、新たにリーフレットを作成  
それぞれに「部落差別解消推進法」成立の背景や趣旨を記載し、差別のない公正な採用選考の実現について啓発を予定（平成30年4月～）

## ● 学生等の求職者に対する周知

高校生及び大学生等の若者を対象とした労働法制e-ラーニングにおいて、人権に配慮した公正採用選考の取組について周知

また、新たに、公正採用選考の取組を周知するための求職者用リーフレットを作成予定（平成30年4月～）

## 3. 厚生分野における取組（隣保館における活動の推進）

◇ 隣保館等の運営費	30年度予算額（案）	3,590百万円
◇ 隣保館等の施設整備費	30年度予算額（案）	450百万円

- 地方自治体において、同和問題を含む生活上の各種相談や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、隣保館が設置、運営されており、厚生労働省としては、自治体への補助を通じて、隣保館が行う活動の推進に対する支援を実施